

国自安第 169 号
令和 3 年 1 月 6 日

公益社団法人 全日本トラック協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

降積雪期における輸送の安全確保にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、7 日から 9 日頃にかけて、北日本から西日本の日本海側では平地も含めて、太平洋側では山地を中心に大雪となる場所があり、太平洋側の平地でも積雪するおそれがあります。また、7 日は全国的に風が強まり、7 日から 8 日にかけて北日本と東日本から西日本の日本海側を中心に非常に強い風が吹き、大荒れや猛ふぶき、海は大しけとなるおそれがあります。特に、東北地方の日本海側では 7 日夜に風が非常に強まる見込みです。

降積雪期の対応については、既に「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和 2 年 12 月 4 日付け国自安第 144 号）」及び「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（再周知）（令和 2 年 12 月 18 日付け事務連絡）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、改めて当該通達の徹底を図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

また、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 11 条又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 20 条の規定に違反したことが確認された場合については、行政処分を行うことになるので、併せて周知方お願いします。

記

1. 大雪及び暴風雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。

2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

<参考> (一社) 日本自動車タイヤ協会のチラシ
https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf

3. 暴風などの異常気象時においてトラックによる貨物の運送を行う場合には、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達しているため、確認すること。

<参考>
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000210.html